

組合員の皆様へ

福井県庁生活協同組合
理事長 見世 重毅

「かんぽ生命保険」の団体扱いについて

- (株)かんぽ生命と福井県庁生協が協定を締結し、かんぽ生命の団体扱いが可能となりました。
- 団体扱いは、保険契約者様が福井県庁（その他出先機関を含む）に勤務する県職員および団体の職員で、なおかつ福井県庁生協の組合員であることが、契約の必須条件です。
- 団体扱い対象の保険種類は、《学資保険・養老保険・終身保険等》です。（※年金保険は、対象外です。）
- 団体扱い対象契約数が 17 件以上となった時点より、団体扱いの手続きに入らせていただきます。
- 保険料は、給与控除となります。（※月払いのみの取り扱いです。）
- 割引率は、次のとおりです。

対象となる契約	平成 19 年 10 月 1 日以降にご加入された郵便局の保険（月払いのみ） ⇒ 集金・窓口払いの保険料より 3%の割引特典があります。
---------	---

- ※ 所属異動、退職等で要件を満たさなくなった場合は、その時点で団体扱いができなくなります。
- ※ 団体扱い対象契約数が 15 件未満となった場合、割引が適応されなくなりますが、給与控除は継続となります。再び、15 件以上になった時点（月）で割引を再開させていただきます。

■ 団体扱いの手続きについて（手順）

- ① 下記「かんぽ生命保険 団体扱い希望 連絡票」に必要事項をご記入のうえ、生協までご返送ください。
- ※ 以下は団体扱い対象契約数が 17 件以上となった時点からの手続きです。
- ② 「団体加入申込書」と「団体取扱加入請求書」をご自宅へ送付させていただきますので、必要事項をご記入のうえ、生協までご返送ください。また、団体扱い開始月の前月分までの保険料につきましては、前々月 25 日までに最寄りの郵便局窓口にて必ずお支払いをお済ませください。
- ③ 県庁生協にて、『株式会社かんぽ生命保険』の団体扱い手続き終了後、給与控除を開始いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

かんぽ生命保険団体扱いの手続きにおいてご記入いただいた個人情報は、福井県庁生活協同組合および郵便局（委託元 株式会社かんぽ生命保険）との間で相互提供いたします。

＜お問い合わせ先＞ 〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 福井県庁生活協同組合（担当：木村）
TEL：0776-23-1021 FAX：0776-23-6154

福井県庁生活協同組合 行（FAX：0776-23-6154）

かんぽ生命保険 団体扱い希望連絡票

フリガナ		職員コード							
お名前 (保険契約者名)		所属コード							
自宅住所 (電話番号)	〒 — (TEL: — —)	生年月日	(西暦) 年 月 日生						

団体扱い希望のご契約について、ご記入ください。

保険証券(書)記号番号	現在のお支払い方法
	・年払（毎年 月） ・月払（毎月 日） ・その他
	・年払（毎年 月） ・月払（毎月 日） ・その他
	・年払（毎年 月） ・月払（毎月 日） ・その他

※ご希望の契約件数が 4 件以上となる場合は、コピーの上ご記入ください。

※ 団体扱い対象契約数が 17 件以上になり次第、ご自宅へ手続き書類を送付させていただきます。